

## 千葉市全域を対象とした空家等の実態調査を実施します ～空家等の現状や所有状況などを把握～

千葉市では、空家等の実態を把握するために、本市全域を対象とした実態調査を実施しますので、お知らせします。

### 1 経緯・趣旨

本市では、市民の安全と良好な生活環境の保全を図るため、平成24年12月に「千葉市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年4月施行）」を制定し、空家等の所有者等に対して、空家等の適正な管理を求めてきました。

近年、空家等の問題が全国的に顕在化してきており、本市でも総合的な対策を推進していくことが重要な課題となっていることから、来年度を目途に「空家等対策計画」を策定することとし、このたび、当該計画を策定するための基礎資料を得るために、空家等の実態調査と空家等の所有者に対するアンケートを実施します。

なお、現地調査にあたっては、水道の使用状況のデータ等を活用し、効率的に実施します。

### 2 調査概要

#### (1) 目的

所有者の傾向や意向を把握、所有者特性による空家対策等の施策等に対するニーズを掴み、空家等対策計画を検討するための基礎資料とするために、市内の空家等の実態調査を行う。

#### (2) 調査対象

水道の使用状況のデータから抽出した、1年以上閉栓している市内の「一戸建ての住宅」及び「共同住宅」等

※現地調査の前に、水道の閉栓や住宅区分等に関する机上調査を実施。

#### 【参考】総務省の住宅・土地統計調査集計（昭和48年～平成25年）※千葉市域調査分

平成25年の調査では、市内の状況は、住宅総数457,200戸に対し、空家総数は52,700戸、空き家率は11.5%であった。

今回の調査では、水道を1年以上閉栓している住宅を机上調査で抽出し、その後現地調査等を行う。（現地調査は、空家総数の1～2割と想定）

#### (3) 方法及び内容

##### ア 現地調査（平成29年8月～12月）

本市の腕章を身につけた委託調査員が現地に出向き、敷地外の道路からの目視により建物の老朽具合等を調査し、併せて調査票を作成するための写真撮影などを行う。

##### イ アンケート調査（平成29年11月～平成30年2月）

現地調査後に、空家等の所有者特定のための調査を実施する他、所有者特定に基づき、空家等の所有者に対して建物の管理状況や今後の利活用に関するアンケートを行う。

(4) 調査で把握する内容

ア 空家等の現状

空家等と推定される戸数、所在地、老朽具合等

イ 所有状況

空家等となった要因、維持管理の状況、今後の利活用の意向等

3 今後のスケジュール（予定）

平成29年8月～平成30年2月

実態調査

平成30年5月以降

空家等対策計画案の作成

パブリックコメント実施

計画策定